

平成 31 年度

児童クラブの入会手続きについて

長門市 市民福祉部 子育て支援課

1 児童クラブについて

(1) 目的・活動内容

放課後等昼間家庭に保護者のいないことが常態にある小学校に在学する児童の保護、育成に資するため、豊かな心身を養い児童の健やかな育成を図ることを目的とし、次に掲げる内容の活動を実施します。

- 遊びを通じた児童の育成及び指導に係る活動
- レクリエーション、文化活動、体育活動等を通じた児童の育成及び指導に係る活動
- 家庭や地域での遊びの環境づくりへの支援活動
- その他、児童の健全育成上必要な活動

(2) 対象児童

保護者及び同居親族等が次に掲げる理由により、昼間家庭にいない児童。(小学校に就学している児童)

ア 就労(月52時間以上)することを常態としていること。

イ 保護者の疾病・障害

ウ 同居親族の常時介護・看護

エ 就業を目的とした職業訓練、就学

オ 妊娠・出産(産前産後の各3ヶ月)

カ 災害等の復旧活動

※同一敷地内に親族が同居する場合には、その親族も上記要件に該当する必要があります。

但し、65歳以上の親族については、「高齢により保育ができない」とみなすことができます。

(3) 実施期間・開所時間

平日の開所時間	13:00 ~ 19:00
土曜日・長期休暇等の開所時間	8:00 ~ 19:00 ※土曜日・長期休暇等は、昼食を持参していただきます。
閉所日	・日曜日及び国民の祝日に関する法律に規定する休日 ・年末年始(12月28日~1月3日まで) ・盆(8月13日~8月16日まで) ・その他クラブで定める日

(4) 入会及び退会

児童クラブでの保育を希望される保護者の方は、入会申込書に必要事項を記入のうえ、申込みください。申込書類を受付後、調整のうえ、決定又は却下通知書を保護者に通知します。

退会される場合は、所定の様式(退会届)により、届け出てください。また、月単位の期間で利用の予定が無い場合は、休会届を提出してください。(休会中は、月額の利用者負担額は発生しません。)

入会途中に、住所等の変更が生じた場合は、速やかに異動届を提出してください。

(5) 入会の取り消しについて

次に該当する場合は、入会の決定を取り消す場合があります。

- ・保育に著しく支障が起きた場合
- ・利用者負担金の滞納が、納期限の日から2月を超えるとき

(6) 負担金

負担金月額 2,000円 (但し、生活保護世帯は無料、市民税非課税世帯は半額)

おやつ代月額 1,000円 (但し、アレルギーがあり、おやつを持参される方は無料)

※途中退会の場合でも日割計算は行いません。

※長期休業期間のみ利用の場合は日割計算を行います。

※負担金の納付は原則、口座振替(口座引き落とし)となります。金融機関での手続きをお願いします。

(7) 保険加入

スポーツ安全保険に加入します。

児童クラブの活動中の事故や児童クラブへの通所・帰宅中の事故が対象になります。

(8) 病気について

児童に持病（アレルギー等）がある場合は、前もってお知らせください。

急な発熱、腹痛などの場合は、保護者に緊急連絡しますので、お迎えに来てください。但し、けがなどで緊急を要する場合は、病院にて緊急処置をし、その後、保護者に連絡をさせていただきます。

伝染性の疾病（インフルエンザ等）に罹患した児童については、感染拡大防止の為、医師が指示する期間について、児童クラブは、出席停止となります。

また、同様に、小学校が学級（学年）閉鎖になった場合、対象学級(学年等)の児童は、出席停止となります。

なお、その場合でも、負担金の日割り計算はいたしませんのでご了承ください。

(9) 災害時等の処置について

- 災害時は、児童を安全な場所に避難させていますので、保護者はできるだけ早めの迎えをお願いします。
- 台風等、天候不順による児童の安全のため、学校が休校の処置をとった場合でも、児童クラブは、原則、開所とします。但し、状況により、児童クラブも休所となる場合がありますので、ご了承ください。
- 事件等が発生した場合は、保護者の緊急連絡先に連絡して対応させていただきます。

(10) 保護者の方へのお願い

- 学校を欠席又は早退により児童クラブを休む場合は、必ず連絡してください。
連絡は児童クラブに直接お願いします。学校を通じての連絡はできません。
- 指導員が不在の時は、留守番電話をご利用ください。学年、児童名及び用件をいれてください。
- 児童が病気等で体調が悪いときは、無理して児童クラブに来ることがないように配慮してください。
- 児童の帰宅は保護者の迎えを原則とします。但し、勤務条件等の事情により時間内の送迎が難しい方は、同意書を提出していただくことにより、例外的に児童のみでの退所を認めます。
- 塾や習い事等に行っている児童は、曜日、時間等を児童クラブに連絡してください。なお、行き帰りは保護者の責任でお願いします。（同意書の提出が必要です。）
特に1年生は学校生活に適應するまで不安感も強いので、できる限り、保護者のお迎えでの対応をお願いします。時間は厳守してください。
- お迎えが開所時間を過ぎることが予想される場合は、ファミリーサポートセンターを利用してください。
ファミリーサポートセンターへの登録は直接センターにお願いします。（23-1610）
- 帰宅方法や帰宅時間に変更があった場合は、必ずお知らせください。
- 児童クラブには、貴重品やお金等を持たせないようにしてください。
- ハンカチ、ティッシュは毎日持たせてください。
- 靴、カバン、ハンカチ、その他の持ち物には、全部名前を付けてください。
- 児童クラブには、薬を持参しないでください。
- 児童クラブは学習塾やスポーツクラブではありません。遊びの時間、宿題をする時間を設けていますが、学校や学習塾のように勉強を教える場所ではないことをご理解ください。
- 児童クラブは異なる学年の集まりです。皆が仲良くなり、早く児童クラブに慣れることを願います。最初は、慣れないことばかりですので、お子さんの状態をよく聞いてあげてください。そして、何か気になることがあれば指導員へ連絡や相談をしてください。
- 就労等が終わりましたら、速やかにお迎えをお願いします。

2 入会手続きについて

(1) 入会申込書受付期間

当初（4月1日）からの入会	平成30年12月3日（月）～平成30年12月21日（金）
随時（4月2日以降）の入会	入会希望日（各月初日）の1ヶ月までに申込み

※但し、利用定員により入会できない場合があります。

(2) 入会申込書の記載について

- 連絡先は、「第1」から「第3」まで全ての欄に記載してください。
- 「家族の状況」の欄は、入会児童と同居している世帯全員について記入してください。
- 障害等で、保育上、配慮を要する場合は「児童の状態」の欄に詳しく記入してください。
また、療育手帳、障害者手帳等をお持ちの場合は写しの提出もお願いします。
- 2人以上の児童の入会を希望される場合は、それぞれ入会申込書を提出してください。

(3) 入会申込に必要な書類

児童クラブ入会申込書に下記の書類を添えて提出してください。

○入会の理由となる証明書（就労証明書等）


入会の要件に該当するか確認のため、世帯全員分の保育の必要性確認書（就労証明書）が必要です。
就労予定などの都合により、就労証明書の提出が遅れる場合は『遅延申立書』を提出してください。
就労証明書が発行可能になりましたら速やかに提出してください。

○個人情報に関する同意書

児童を安全・安心にお預かりするために、個人情報に関する同意書の提出をお願いします。

(4) 留意事項・その他

- 利用定員を超える入会希望があった場合は、優先順位による選考を行います。

	優先順位	低学年児童
	↑ 高い	ひとり親世帯の児童
		身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳所持児童
		保護者の月平均勤務日数が多い児童
		保護者の帰宅時間の遅い児童
低い	同一校区内に親族（祖父母）が居住していない児童	

3 施設一覧

児童クラブ名称	定員	所在地	施設電話番号	市役所担当課
深川児童クラブ	55人	深川小学校敷地内	22-2480	子育て支援課 23-1164
仙崎児童クラブ	40人	仙崎小学校校舎内	26-2215	子育て支援課 23-1164
三隅児童クラブ	35人	明倫小学校校舎内	43-0065	三隅支所 地域窓口班 43-0221
日置児童クラブ	25人	日置小学校校舎内	37-2112	日置支所 地域窓口班 37-2193
油谷児童クラブ	35人	わいわい子どもセンター内	32-1137	油谷保健福祉センター 33-3021

※詳細や不明な点は、担当課にお問い合わせください。

※小学校学校へのお問い合わせはご遠慮ください。